

# 令和6年度久留米市子どもの生活実態調査業務 公募型プロポーザル実施要項

## 1 目的

本要項は、「令和6年度久留米市子どもの生活実態調査業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和6年度久留米市子どもの生活実態調査業務

### (2) 業務内容

子どもの貧困対策を推進するため、市内の子ども及び保護者の生活に関する実態把握を目的とした調査を行う。(詳細は「令和6年度久留米市子どもの生活実態調査業務委託仕様書」のとおり)

### (3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで

### (4) 業務場所

久留米市内(必要に応じ市外の場合有)

## 3 予算額

4,600,000円(消費税額及び地方消費税相当額を含まない)

## 4 実施方式

公募型プロポーザル方式

## 5 スケジュール

日程	内容等
令和6年8月21日(水)	公募開始
令和6年8月21日(水)～8月30日(金)	質問書の受付
令和6年9月2日(月)まで	質問書に対する回答
令和6年8月21日(水)～9月3日(火)	参加申込書等の受付
令和6年9月12日(木)【予定】	資格審査の結果通知
令和6年8月21日(水)～9月18日(水)	企画提案書の受付
令和6年9月25日(水)【予定】	プレゼンテーションの実施
令和6年9月26日(木)【予定】	審査結果通知書の送付
令和6年9月27日(金)【予定】	契約締結

## 6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること
  - ・久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
  - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (7) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一般社団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）の認証取得）を講じていること
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと、または法人であつてその役員が暴力団員ではないこと
- (9) 過去 6 年間に於いて同様の実態調査、もしくは子ども子育て支援関係の調査の実績を有すること
- (10) 本業務の実施について、本市の要求に応じて早急に対応できる体制を整えていること

## 7 質疑・応答

### (1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第 1 号）を電子メールに添付して、「17 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話または口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

### (2) 質問期限

令和 6 年 8 月 30 日（金）午後 5 時 15 分まで（必着）

### (3) 回答方法

令和 6 年 9 月 2 日（月）までに、質問書（様式第 1 号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

## 8 参加の申込手続き

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書、久留米市契約事務規則及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の表に掲げる書類を提出すること。なお、表中イ、ウは参加申込期限から3か月以内に発行されたものに限る。

※本市の競争入札参加資格有資格者名簿登録者の場合、表中イ、ウ、オ、カは不要

提出書類		様式	提出部数
①参加申込書等の提出書類			
ア.参加申込書		第2号	1部
イ.登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		—	1部
ウ.納税（滞納なし）等証明書 ※下記参照（未納や滞納がないことを確認できるもの）		—	1部
エ.参加資格に係る申立書		第4号	1部
オ.役員等調書及び照会承諾書		第5号	1部
カ.委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）		第6号	1部
キ.事業者概要書		第7号	1部
ク.業務実績書		第8号	1部
ケ.業務の実施体制調書		第9号	1部
コ.直近の3か年度の決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）		—	1部
②企画提案書等の提出書類			
ア.企画提案書（「9.企画提案書の作成要領」を参照）		任意	正1部 副8部
イ.価格提案書		第3号	1部

納税証明書（参加申込者の所在地区ごとの必要書類）

所在地区分	税区分		法人
		税目	
県外	国税等	法人税、所得税 消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明 （納税証明書その3の3）
市外かつ 県内	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税 固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明

（例1：市内・法人の場合、「国税」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例2：県外・法人の場合、「国税」の証明を提出）

## (2) 提出期間及び時間

### ①参加申込書等の提出書類

令和6年8月21日(水)から令和6年9月3日(火)

(持参の場合は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間)

### ②企画提案書等の提出書類

令和6年8月21日(水)から令和6年9月18日(水)

(持参の場合は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間)

## (3) 提出方法

持参または郵送により提出すること。郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到達したものに限り受付する。郵送事故等について、市はその責めを負わない。

## (4) 提出先

「17 問い合わせ先」に記載する担当窓口

## 9 企画提案書の作成要領

### (1) 提出書類の形式

(ア) 表紙 「令和6年度久留米市子どもの生活実態調査業務企画提案書」と記載

(イ) 様式 A4版縦型・両面印刷・長編綴じ

(印刷の色は、カラー、白黒を問わない。ページ番号を付すこと。)

(ウ) 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き

(図表中に使用する文字については、この限りではない。)

(エ) 提出部数 9部(正1部、副8部)

製本1部のみ記名及び代表者印を押印し、副本には事業者の名称や事業者が特定される情報(ロゴマーク等)を記載しないこと。また、企画提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出

(オ) 制限枚数 表紙を除き、16ページ以内とする。

### (2) 構成とポイント

(ア) 提案書は、次の表に示す構成とすること。(表に示す評価基準を踏まえ、評価項目に沿った記載とすること。なお、価格提案は企画提案書には記載しないものとする。)

(イ) 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。

(ウ) 文章を補完するために、イメージ図またはグラフ等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲内に収めること。

構成		ポイント
1	基本方針	子どもの貧困に関する全国的な状況、本市の状況、課題等を踏まえた業務の実施方針、手順等を記載のこと。

2	集計と分析	今後子どもの貧困対策に関する施策に調査結果を反映させるために、得られた回答をどのように集計・分析を行うのか記載のこと。 中間報告書及び調査結果報告書の構成イメージを記載のこと。
3	追加提案	その他、見積上限金額の範囲内において、本市にとって有効な提案があれば記載のこと。
4	業務遂行体制	業務を的確に実施するための管理責任者や担当者の配置、緊急時の対応などについて記載すること。
5	業務実績	過去に受託した同種又は類似の実績等を踏まえ、本業務に生かすことのできる部分のポイントを絞って記載すること。

## 10 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、令和6年度久留米市子どもの生活実態調査業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が審査する。

- (1) プレゼンテーション実施日 …… 令和6年9月25日（水）※予定
- (2) 実施場所 …… 企画提案書を提出した者に対して別途通知する。
- (3) 提案時間 …… 20分
- (4) 質疑応答 …… 10分
- (5) 参加人数 …… 3人以内
- (6) 留意事項
  - ① パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、久留米市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは、提案者が用意すること。
  - ② プレゼンテーションにおいて、会社名が特定できる口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

## 11 候補者の選考方法

- (1) 審査委員会が、提案書類とプレゼンテーションおよびヒアリングにより、提案内容を以下に掲げる評価基準に基づき審査し、評価結果に対する委員会の審査を経て、候補者を選定する。
- (2) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高いものを契約の相手方の候補者とする。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (3) 最高点の者が複数の場合は、評価項目の2の点数が最も高い者を候補者とする。

### 評価基準

評価項目		評価内容
1	基本方針	本業務の意義や目的への理解が的確で、実施方針及び業務工程などが明確であるか。

2	集計と分析	適切なニーズ把握や施策の提言を行うための集計、分析手法となっているか。報告書の作成に学識経験者などによる専門的知見の活用が予定されているか。
3	追加提案	仕様書以外の内容で、本市にとって有益な追加提案があるか
4	業務遂行体制	管理責任者や担当者の配置、緊急時の対応が明確で、知識や技能も十分にあり、提案された業務を確実に遂行できる体制か。
5	業務実績	過去に受託した同種又は類似の実績等があるか。 他自治体との比較分析が可能な業務実績があるか。
6	価格提案	提案価格に応じて配点

## 12 審査結果

- (1) 通知方法 . . . プレゼンテーション審査を行ったすべての者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 . . . 令和6年9月26日(木) ※予定

## 13 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合、または満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 価格提案書の金額が「3 予算額」を超過した場合

## 14 契約の締結

候補者を決定した後、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、必要に応じて候補者と協議し当該業務の仕様書を作成し、その仕様書に基づいて見積書を徴取し、契約を締結する。

なお、契約締結過程において、候補者が失格事項に該当することが判明した場合など、契約が合意に至らなかった時は、次順位候補者と契約交渉を行う。

## 15 情報公開および提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

## 16 その他

### (1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「17 問い合わせ先」に提出すること。

### (2) 提出書類

- ① 提案書の提出は、1者につき1案とする。
- ② 提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

### (3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

### (4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

### (5) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

### (6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

## 17 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3

久留米市子ども未来部子ども政策課（担当 岡）

電話 0942-30-9227 ファクシミリ 0942-30-9718

電子メールアドレス egao@city.kurume.lg.jp